(2) 社員としての再採用者における再採用時資格級 の取り扱いについて

級)としていたが、退職時と同じ資格級とする。 理由に退職した日の資格級から1級下位の資格 間の2分の1の年月数を遡った時点の資格級(資 格級の変動が2級以上にわたる場合は、育児等を 再採用時の資格級については、これまで離職期

(3)シニア社員等としての再採用時の年次有給休暇 の取り扱いについて

める日数の年休を付与する。 日付で10日を付与していたが、当該採用日付で定 再採用の日から勤続6箇月に達した時に、その翌 再採用時の年次有給休暇については、これまで

※実施期日 ※適用対象者

社員、シニア社員、シニアリーダー社員 2019年10月1日から適用

解説

再就職支援制度は特定の事由によりJR

■社員としての再採用者における再採用時資格級の取扱いについて

(2)社員としての再採用者における

再採用時から上記制度等を利用することが可

できなかったが、再採用者の勤続年数は既に満

たしているものとして取り扱うことにしたため

対象外となる 「短時間勤務制度」 「短日数勤務

して取り扱われるため、勤続1年未満の社員が

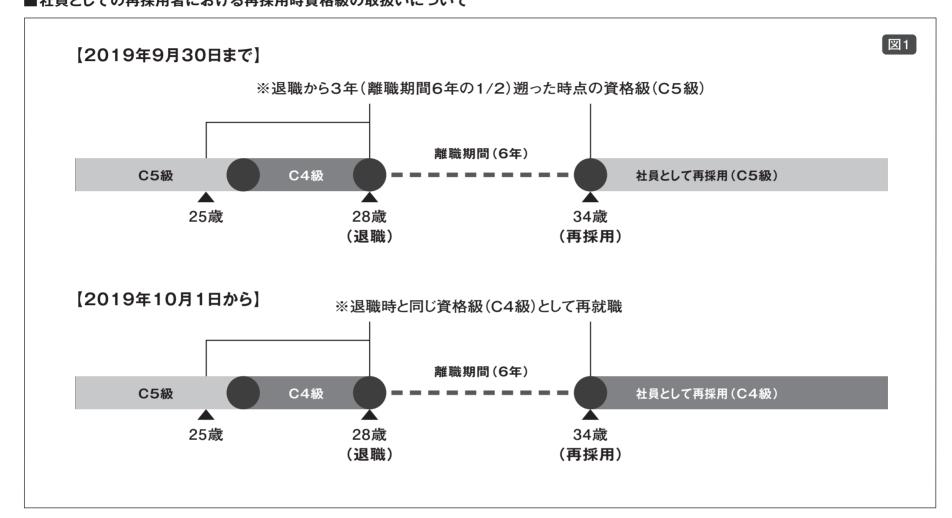
再採用時については、勤続1年未満の社員と

制度」「深夜業の制限措置」等を利用することが

再採用時は退職時と同じ資格級となる。【図1】 分の1の年月数を遡った資格級としていたが、

再採用時の資格級については、離職期間の2

再採用時資格級の取り扱いについて



観点からも、復職を希望する社員がより復職しや

今交渉において、優秀な人材確保や技術継承の

すく、また誇りを持って働いてもらえる環境を作る

ために、再就職支援の見直しすることとした。

) 再採用者における育児等の

関係制度の適用条件の判断について

えるなどの成果を勝ち取ってきた。

を求め、「看護」を対象とすることや、再採用時の 職を支援する制度であり、これまでも制度の拡充 望する場合にJR西日本やグループ会社への再就 西日本を退職後、状況の変化等により再就職を希

区分に「社員」「シニア・シニアリーダー社員」を加

※退職等の時に再就職支援を希望する意思 過するまでに再就職支援を希望する意思 えることとした。 10月より、当社を退職等してから8年を経 たが、JR西労組の提言から、2016年 援の登録対象者として取り扱ってこなかっ 表示をしなかった者については、再就職支 表示をした者についても、登録対象者に加

格級の取り扱いについて

とする。 用時に左表に定める日数の年休を付与すること で勤続6箇月後に2日を付与していたが、再採 再採用時の年次有給休暇については、これま

再採用日 日数 30 E 10日 4月 1日 9月 10月 10月 31 E 6日 1日 5日 11月 1日 11月 30日 4日 31 E 12月 3日 1月 1月 31日 1日 29 E 2日 1日 2月 31日 1日 3月 1日 3月

《補足》

たす社員、シニアリーダー社員、シニア社員となる。 再就職支援の対象者は、以下の基準をすべて満

②JR西日本での勤続年数が5年以上である者 ①結婚、出産、育児、配偶者の転勤並びに介護及 び看護を理由として退職した者

(育児休職や介護休職などの休職期間を含

③退職等の時に再就職支援を希望する意思表 経過するまでに再就職支援を希望する意思 表示をした者 示又はJR西日本を退職等してから8年を

●在宅勤務は週3回を利用回数の上限とする。

●在宅勤務における始終業時刻の限度は8時~ 20時までとする。

●モバイルワークにおける始終業時刻に限度は 設けない。

費は支給しない。

(6) その他の の利用条件

●事前 ない。 に申請し、会社の承認を得なければなら

ければ ばならない。 からのテレワーク端末等の貸与を受けな

会社、

の開始・終了時等、必要な報告・連絡を に行わなければならない。

●業務の

(3) 社員としての再採用者における再採用時資

4.

テレ

ーク制度の本実施について

働き、最大

多様な働

ことを目的に

(1)施行内·

実施する。

さらにその効果を拡大するために、テレワークを本

たところであるが、これまでの試行結果を踏まえ、

に、2017年1月より試行を行ってき 限活躍することができる環境を整備する き方を尊重し、一人ひとりがいきいきと

①テレワークの定義

での勤務 会社が指定する情報通信機器等を用いた自宅等

②モバイルワーク 出張時の出張先や移動中での情報通信機器等を

(2) 適用対 象箇所

用いた勤務

本社、 本社付属機関及び支社等の間接部門

(3) 適用対

勤する 員のうち、会社が認めた者 本社、 社員、シニア社員及びシニアリーダー社 本社付属機関及び支社等の間接部門に在

(4) 利用単 位及び回数

●利用賞 でも1回と計算する。 単位は日又は時間とし、一部時間の利用

●モバイルワークは利用回数の上限を設けない。

(5) 勤務等の取扱い

●在宅勤務を行う場所は勤務箇所とみなし、旅